富士見市立勝瀬小学校

いじめ防止基本方針



令和6年10月改定

富士見市立勝瀬小学校

はじめに

本校では、児童理解、基本的生活習慣の確立、家庭との連携、考えさせる生徒指導、共通理解・共通行動に重点を置き、生徒指導に取り組んでいる。児童一人一人を大切にし、充実した学校生活を送れるよう指導していく中で、児童の健全な成長を促し、自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指している。

「勝瀬小 学習の約束」、「勝瀬小 みんなのやくそく」を定め、統一的に指導するとともに、生徒指導委員会「いじめ防止対策委員会」(毎月開催)を開き、情報交換をするとともに、諸問題に対し組織的に対応ができるよう指導体制を整えている。

いじめに関しては、普段から全教職員で児童の言動に注意を払うとともに、「富士見市いじめのない学校づくり子ども宣言」をもとに、児童の主体的な取組として、ピアサポート活動を取り入れ、毎月1回のいじめ実態調査アンケート「あのねカード」を実施し、早期発見に努めている。また、問題を把握した際には、校長、教頭、生徒指導主任、担任、学年主任、養護教諭を中心にチームを構築し、早期対応を心がけている。

富士見市立勝瀬小学校いじめの防止等のための基本的な方針(以下「勝瀬小学校基本方針」という。)は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に

基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策 に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童生産に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童生徒が十分に理解できるように育まなければならない。 加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり する
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられ たりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(文部科学省:児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

第4 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処)のための対策に関する基本的な方針を定める。 (いじめ防止対策推進法 第13条)

(1) いじめの防止に関する取組

ア 道徳教育の充実【第15条第1項】

- ・特別の教科 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断 力の未熟さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない・許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や富士見 市独自の道徳教材、資料等を取り扱った特別の教科 道徳の授 業を実施する。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人 としての「気高さ」「心づかい」「やさしさ」に触れることに よって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・全学級、特別の教科 道徳の授業公開を学校公開日で実施する。

イ 体験活動の充実【第15条第1項】

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得させる体験活動を実施する。
- ・福祉体験や国際交流体験やボランティア体験等、発達段階に 応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・地域と連携した学校ファーム活動の充実を図る。

- ウ 児童生徒が主体的に行う活動・支援【第15条第2項】
 - ○いじめのない学校づくり子ども宣言・学級づくりのための取組
 - ・かつせタイム(火曜日昼)等の縦割り活動を実施する。
 - ピアサポート活動を実施する。
 - ・児童会主催のあいさつ運動を実施する。
 - ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、 他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
 - ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラム(エンカウンター・ピアサポート等)を教育活動に取り入れる。

工 保護者及び地域住民等との連携【第15条第2項】

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等に よる広報活動により、啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や就学時、各年度初めの保護者会等において、 いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を 設ける。
- ・インターネットを使用する時のルールやモラルについての啓発 活動として高学年、保護者対象の研修や講演会を実施し、ネットいじめの予防を図る。
- ・地域と連携した学校ファーム活動の充実を図る。

オ 計画的な教職員の研修の実施【第18条第2項】

- ・年度当初にグループエンカウンター、ソーシャルスキル、ピア サポートの研修会を実施する。
- ・夏季休業中に、教育相談の研修会を実施する。
- 年間計画に基づく定期的な事例研修会を実施する
- ・カウンセリングマインド研修を実施し、カウンセリング技量の 向上を図る。
- ・研修を精選し、教員の負担軽減を図り、チーム学校として子どもが担任以外の教員にも相談できる体制づくりを推進し、子どもと向き合う時間を確保する。

- カ インターネットによるいじめ対応について【第19条第1項】
 - ・ネット使用のルールや約束について、講習会や授業を行い正しい使用の仕方を学ぶ。(教師・児童・保護者対象の研修会実施)
 - ・子どもとの信頼関係を築き、日々の観察や生活ノート等で早期 発見・早期対応に努める。
 - (・ICTサポーターによるネットいじめ等に関する授業を3年 生以上で年2回実施する。)

(2) いじめの早期発見に関する取組

ア 定期的な調査等について【第16条第1項】

- ・いじめ実態調査アンケート「あのねカード」は発見の手立ての 一つであると認識し、月1回実施する。 (記名式、持ち帰り等 に配慮する)
- ・けんかやふざけ合いと思えるものであっても、子どもの些細なサインも見逃さない教職員の共通理解、共通行動のもと、全職員がいじめ防止ファイルへの記入を行い組織的に取り組む。

イ 児童、保護者、教職員の相談体制【第16条第2項・第3項】

- ・ふれあい相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャル ワーカー、子ども未来応援センター等、関係機関との連携を図 り校内の相談体制づくりを強化する。
- ・学校ボランティア、学生ボランティア、大人ピアサポーター、 学校運営支援者協議会委員、PTAと連携を図る。

ウ いじめを受けた児童の権利、擁護の体制【第16条第4項】

- ・子どもの目線で、子どもにわかりやすく、安心して相談できる 仕組みをつくる。
- ・子ども自身が「自分の人権」「他人の人権」を学び理解を深める。
- ・子どもが意見を表明し、子どもが参加できる場や機会の充実を 図る。

(3) いじめへの対処に関する取組

ア いじめの通報等の義務について【第23条第1項】

・発見した教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策推進委員 会に直ちに報告し、情報を共有する。

- イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告【第23条第2項】
 - ・いじめ防止対策委員会は速やかに関係児童から事情を聴き取り、 いじめの事実の有無の確認を行った後、教頭が教育委員会に報 告するとともに被害児童・加害児童の保護者に連絡する。
- ウ いじめを受けた児童・行った児童の指導助言【第23条第3項】
 - ・いじめを受けた子ども及びその保護者に対して支援する。
 - ・いじめを行った児童に対する指導及び保護者に対して助言する。
 - ・保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。
- エ いじめ後、安心して教育が受けられる措置【第23条第4項】
 - 児童に対する親身な教育相談を充実させ、スクールカウンセラーの活用や養護教諭等との連携を図る。
 - ・教育相談室を設け、児童が相談しやすい雰囲気になるよう工夫し、環境を整える。
- オ いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護 者間の情報を共有措置第23条第5項】
 - ・いじめの事実について正確に両者に伝わるようにし、誤解を生まないよう配慮する。
 - ・当事者同士の話し合いの場を設定し、いじめた児童の謝罪・いじめられた児童への報復の防止等を行う。
- カ いじめが犯罪行為の場合について【第23条第6項】
 - ・いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会と相談して、所轄警察署と対処する。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある ときは、教育委員会と相談して、直ちに所轄警察署に通報し、 適切に援助を求める。

キ その他配慮事項

① いじめている児童への指導(「New I's」参照)

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

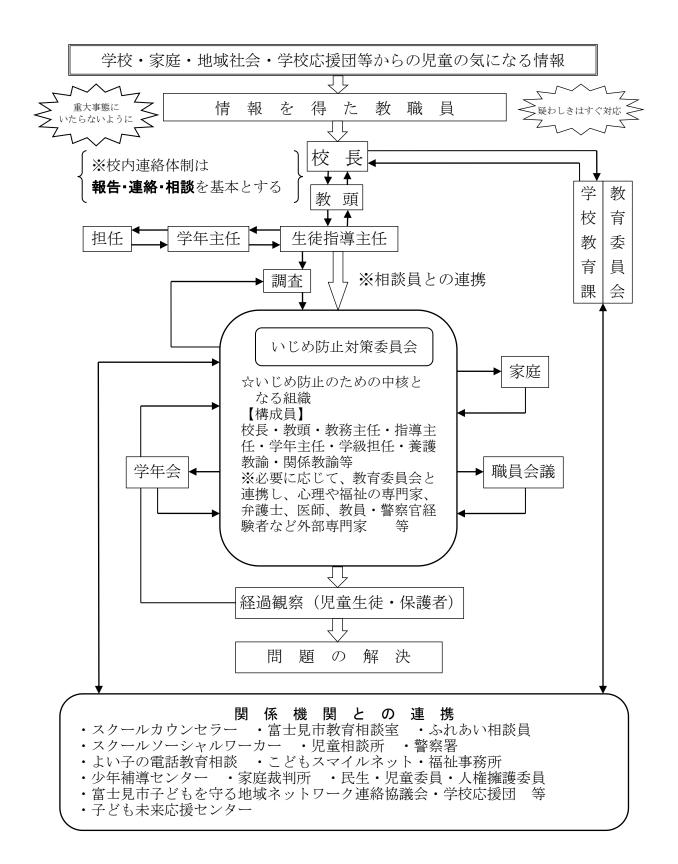
いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

② いじめられている児童への支援(「New I's」参照)

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないよう に留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に 聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

- ③ 周りではやし立てる児童への対応 はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。 また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場に あることに気付かせる。
- ④ 見て見ぬふりをする児童への対応 いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせ る。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。
- ⑤ 学級全体への対応 次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。
 - 話し合いなどを通して、いじめを考える。
 - 見て見ぬふりをしないよう指導する。
 - ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
 - ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
 - 道徳教育の充実を図る。
 - ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
 - ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。
- ⑥ 他校の児童が関わるいじめに関する対応本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- ⑦ いじめの情報を得た場合には、勝瀬小学校いじめ対応マニュアルのように対 応する。(次ページに記載)

勝瀬小学校いじめ対応マニュアル(全体図)



2 勝瀬小学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

校内組織

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行う ための常設の組織として、生徒指導委員会を母体とした「勝瀬小学 校いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 構成員

本校の生徒指導委員会を母体とし、校長・教頭・教務主任・指導主任・学年主任・学級担任・養護教諭・関係教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案により、学級担任等が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、富士見市教育委員会に指導主事の参加を要請する。

② 役割

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中 核となる。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施する ための中核となる。
- オ 実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの 事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となる。

③ 開催

• 月1回開催する。なお、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

第5 重大事態への対処

1 重大事態とは

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または 財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など (国のいじめの防止のための基本方針参酌)
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を 欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
- ・30日に達していなくても一定期間、連続して 欠席している場合

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童等 や保護者から申立てがあった場合

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

(いじめ防止対策推進法 第28条)

2 重大事態の発生と調査

- (1) 重大事態の調査情報提供について【第28条第1項・第2項】
 - ・教職員、児童及びその保護者等から事実関係や意見等に関する説明等を求める。
 - ・関係団体に照会して必要な事項の文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等の提供を求める。
- (2) 教育委員会への報告について【第30条第1項】
 - ・個人情報の保護について適切な配慮及び措置を施した上で、 速やかに、当該報告書を教育委員会に報告する。

第6 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能 しているか勝瀬小学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に 応じて見直す。

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

2 学校として特に配慮が必要な児童についての対応

- (1)発達障害を含む、障害がある児童がかかわるいじめについて
 - ・教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深める。
 - ・個別の支援教育計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。
 - ・当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な 支援を行う。

- (2)海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童がかかわるいじめについて
 - ・言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合 も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることが ないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒に対 する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必 要な支援を行う。
- (3) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめについて
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい 理解の推進や、学校として必要な対応について周知する。
- (4) 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒に対するいじめついて
 - ・被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への 不安感等を教職員が十分に理解する。
 - ・当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被害児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

※ いじめの解消とは

「解消している状態」とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係わる行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

2 本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画

	活動內容
4月	・「新年度学校基本方針」策定
	・生徒指導委員会「いじめ防止対策委員会」での情報共有
	・児童対象、あのねカード(アンケート)の実施
5月	・児童対象、あのねカード(アンケート)の実施
	・ピアサポート リーダー会議
	・ぽかぽかウィーク(人権週間)の実施
	・生徒指導委員会「いじめ防止対策委員会」での情報共有
	・人権作文(2~6年)の取組
6月	・児童対象、あのねカード(アンケート)の実施
	・生徒指導委員会「いじめ防止対策委員会」での情報共有
7月	・「学校いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討
	・児童対象、あのねカード(アンケート)の実施
	・生徒指導委員会「いじめ防止対策委員会」での情報共有
	・市「いじめのない学校づくり子ども会議」(7月)
8月	・教育相談及びいじめに係る校内研修会の実施
	・ぽかぽかウィーク(人権週間)の実施
9月	・児童対象、あのねカード(アンケート)の実施
	・児童会主催によるあいさつ運動
	・道徳授業公開(全学級:学校公開日)
	・生徒指導委員会「いじめ防止対策委員会」での情報共有
10月	・児童対象、あのねカード(アンケート)の実施
	・生徒指導委員会「いじめ防止対策委員会」での情報共有
11月	・児童対象、あのねカード(アンケート)の実施
	・校長講話
	・教育相談集会
	・生徒指導委員会「いじめ防止対策委員会」での情報共有
12月	・児童対象、あのねカード(アンケート)の実施
	・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討
	・生徒指導委員会「いじめ防止対策委員会」での情報共有
1月	・児童対象、あのねカード(アンケート)の実施
	・児童会主催によるあいさつ運動
	・生徒指導委員会「いじめ防止対策委員会」での情報共有
2月	・児童対象、あのねカード(アンケート)の実施

	・ぽかぽかウィーク(人権週間)の実施
	・生徒指導委員会「いじめ防止対策委員会」での情報共有
3月	・児童対象、あのねカード(アンケート)の実施
	・今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討
	・生徒指導委員会「いじめ防止対策委員会」での情報共有